未成年者である場合の法定代理人	フリガナ 商号又は名称			
	法定代理人が法人である場合	住所	郵便番号（　－　） 電話番号（　）　－	
		フリガナ 役員の氏名	役職（常勤・非常勤）	
	他の都道府県知事の登録状況			
	登録番号		登録番号	

備　考

1　※印のある欄には、記入しないこと。

2　「新規・更新」については不要なものを消すこと。

3　「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

別記様式第二号中「、その役員及び法定代理人」を「及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員」に改める。

別記様式第四号中［法人の役員／本人／法定代理人］を［法人の役員／本人／法定代理人／法定代理人の役員］に改める。

別記様式第五号の表面を次のように改める。

別記様式第５号（第５条関係）

（Ａ４）

表面

登録番号				登録年月日	年　月　日			
フリガナ 商号、名称又は氏名				有効期間満了年月日	年　月　日			
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名				住所	郵便番号（　－　） 電話番号（　）　－			
フリガナ 氏名	役名（常勤・非常勤）			フリガナ 氏名	役名（常勤・非常勤）			
				住所	郵便番号（　－　） 電話番号（　）　－			
				住所	郵便番号（　－　） 電話番号（　）　－			
未成年者である場合の法定代理人	法定代理人が個人である場合	フリガナ 氏名						
		フリガナ 商号又は名称						
	法定代理人が法人である場合	フリガナ 役員の氏名	役名（常勤・非常勤）	フリガナ 役員の氏名	役名（常勤・非常勤）			

附　則

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第三十五号

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第二十一条及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条（同法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣　前田　武志

動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第一項第一号中「本籍」の下に「（外国人にあつては、国籍。以下同じ。）」を加える。

第十三条中「、本籍」を削る。

別表二視機能の項第一号を次のように改める。

一　視力（矯正視力を含む。）が両眼で一・〇以上、かつ、一眼でそれぞれ〇・七以上であること。

第一号様式表紙内側注意事項2中「本籍」を削り、同様式表中

本籍	

を削る。

第三号様式中

氏名（ふりがな）	旧	新
本籍	旧	新

を

氏名（ふりがな）	旧	新

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に運転免許を受けている者の有する運転免許証は、この省令による改正後の動力車操縦者運転免許に関する省令第三条第四項の規定及び第一号様式にかかわらず、この省令の施行後も、なお有効とする。

○国土交通省令第三十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣　前田　武志

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条（見出しを含む。）中「ＩＴ戦略企画官」を「ＩＴ戦略企画調整官」に改める。

第五十二条の見出し中「公園企画官及び」を削り、同条第一項中「公園企画官及び」及び「それぞれ」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とする。